

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和4年12月6日

摂津市議会

# 目 次

総務建設常任委員会

12月6日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第50号所管分の審査-----	3
質疑（塚本崇委員、三好俊範委員、村上英明委員、安藤薫委員、野口博委員）	
議案第56号の審査-----	21
質疑（塚本崇委員）	
議案第57号の審査-----	22
議案第58号所管分の審査-----	22
補足説明（市長公室長）	
質疑（塚本崇委員、三好俊範委員、安藤薫委員、野口博委員）	
議案第59号の審査-----	30
質疑（安藤薫委員、野口博委員）	
採決-----	32
閉会の宣告-----	32

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和4年12月6日(火) 午前9時59分 開会  
午後1時41分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長	三好義治	副委員長	野口 博	委員	安藤 薫
委員	村上英明	委員	塚本 崇	委員	三好俊範

### 1. 欠席委員

委員 光好博幸

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆  
市長公室長 平井貴志 総務部長 山口 猛  
建設部長 武井義孝 消防長 松田俊也  
建設部次長 松倉昌明 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭  
総務部参事 榎納 縁 建設部参事兼建築課長 江草敏浩  
建設部参事兼道路交通課長 寺田満夫  
人事課長 松本泰洋 財政課長 森川 護  
情報政策課長 下郡光礼 市民税課長 妹尾紀子  
固定資産税課長 藤原英昭 納税課長 南池英次  
水みどり課長 宮城陽一 道路管理課長 西 勝也  
消防総務課長 大藪 忠

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

### 1. 審査案件

議案第50号 令和4年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分  
議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第57号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 58 号 摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件所管分（第 11 条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）、附則第 18 条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）以外に関する部分）
- 議案第 59 号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。委員各位には、師走で何かとお忙しいところ、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、先日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一旦、退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、塚本委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第50号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、質問を始めさせていただきます。

まず、6ページ目。

総合ネットワーク再構築事業についてです。

債務負担行為として9億596万円が計上されているわけです。1点目、まずこ

の積算根拠について教えてください。

2点目です。

恐らく仕様書をつくられているかと思いますが、いわゆるエンドポイント対策をどう考えておられるかです。総務省からはベータモデルとベータアポストロフィモデルの二通り出されているかと思います。どちらでお考えかを含めて、ご答弁ください。

3点目、在宅への対応です。

在宅勤務も日常化している中、在宅勤務への対応で、どのような仕様をお考えかをお教えてください。

続いて4点目です。

31ページ、交通安全対策費1,100万円について、この内容をお聞きします。

続いて、33ページ。

土地購入費、移転補償費の内容を教えてください。

以上5点です。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 1回目のご質問にお答えをいたします。

6ページ、総合ネットワーク再構築事業の限度額の積算についてでございます。まず総合ネットワークにつきまして、ご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、行政職員が使用いたしますL G W A N系ネットワーク、インターネット系のネットワーク、それから小・中学校の教職員が使用いたします校務系ネットワークの三つのネットワークを総称して総合ネットワークと呼んでおりまして、機器等の保守及びライセンスの使用が令和5年8月で終了することに伴いまして、再構築をして移行するものでございます。

行政系につきましては、本庁の新館、本館のほか、消防庁舎、水道庁舎、環境セン

ター、各公民館や、こども園、それから消防の出張所といった、外部拠点を結んでおるものでございます。

また校務系につきましては、本庁、教育センター、それから全小・中学校15校の17拠点を結んでおるものでございます。

今回の内容につきましては、ネットワーク機器、サーバー機器、パソコン等の更新、グループウェア、先生が使用されます校務支援システムの更新、パソコン上で動きますマイクロソフトのオフィスであったり、セキュリティソフトのライセンス使用料が含まれておるものでございます。

今回の限度額の根拠につきましては、現在稼働しております、ネットワークの構築業者から見積もりをいただきまして、そちらを参考に計上させていただいております。現在のネットワークを構築した業者でするので、本市の環境であったり、現状の課題も含めまして、熟知しているといった部分、それから今回もまた調達規模が大きくなっておりますので、より精度の高い積算とするため、現行の業者から徴したもので計上させていただいております。

それから2点目の、エンドポイント対策でございます。今回再構築ということで構成させていただくのですが、平成29年度に国から、自治体情報システムの強靱性向上モデルとして、ネットワークの分離について示されており、現在その形でネットワークを運用しております。今回、基本的にはその形を踏襲して構築させていただこうと考えております。全体構成としましては、そのモデルに準拠したまま、セキュリティを維持していきたいと考えております。

それから3点目の、在宅への対応でございます。

こちらにつきましては、新型コロナの感染症対策だけでなく、業務の継続性といった観点からも、あと学校の部分につきましても併せて構築いたしますので、学校現場におきます、休校などの対応におきましても、在宅テレワークといったものは有効なものであると考えております。

総務省、あるいは文部科学省から出されているセキュリティポリシーに関するガイドラインというものが改訂されておりまして、その中にテレワーク、リモートワークといった対応についても記載がされております。再構築に当たりましては、そういったガイドラインに準拠するよう情報セキュリティ対策を行いながら、テレワークの対応が可能な構成という形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 4点目、5点目の道路交通課の所管に関わります内容のお問いについてお答えいたします。

まず4点目で、交通安全対策費でございます。こちらにつきましては、千里丘東54号線の道路改良事業におきまして、今年度当初予算でいただいております工事請負費820万円にプラス追加補正といたしまして、1,100万円を考えさせていただいております。この理由といたしましては、先の定例会で補正予算をご可決いただきました、竹の鼻ガード南側駐車場の用地取得の見込みが、一定めどがつかました関係から、来年度にかけまして、昨年度用地取得済みのところと合わせ、一体的に整備を図るものでございます。

なお、工事期間が翌年度にまたがりますため、併せて繰越明許費1,920万円を計上させていただいているものでござい

ます。

続きまして5点目の、土地購入費、移転補償費のお問い合わせでございます。

千里丘三島線東側の道路改良事業におきましては、令和元年度に地権者と借家人の交渉が急遽まとまった案件がございました。こちらにつきましては、本市の土地開発基金から土地購入と移転補償を行っております。令和5年度に予定しております工事発注までに、同土地開発基金から買い戻す必要がございますため、今回補正予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 まず一つ目で、積算根拠についてです。現行請け負っていただいている業者からの提示ということで、一定の限度額としてすることはいいと思います。やはりプロポーザルでやると聞いていますので、事業者の決定に当たって、その最低限度をしっかりとしたセキュリティ構造を持った提示をやる必要があると思っています。そこについてはもう妥協なきようをお願いしたい。これは要望とさせていただきます。

二つ目、エンドポイント対策です。LGWANに対する安全性については3番目とも関わってくるのですけれども、いまだに私の目から見ると相当な脆弱性を抱えたまま運用されているのが現状と認識しております。エンドポイントは、未知のウイルスに対する対策です。ここはしっかりと組み込んでいただきたい。それから個人情報情報を扱うところに関しては全くインターネット系に接続できない仕組みで、3層構造をしっかりと築いていただきたいので、よろしくお願いいたします。これも要望です。

三つ目、在宅への対応です。

恐らく外部からの接続に関してはVPNを使われるかと思えます。これは二つ目にも指摘した、LGWANに対する脆弱性に対して、一つVPNの穴を突いた攻撃も現在は結構起きています。良心に従っているのではなく、しっかりとIPのフィルタリングとか、民間でしたら、PCとかデバイスに関しては指紋認証が普通になっていますので、そういったことをしっかりと踏まえて対応をしていただきたい。これも要望とさせていただきます。

四つ目、交通安全対策費です。

これは私も現場を見に行かせていただいて、千里丘東54号線がしっかりと拡張されることによって、交通利便性や危険性が減ると思いますので、よろしくお願ひします。

五つ目、土地購入費、移転補償費についても理解いたしました。

以上です。

○三好義治委員長 次に、三好俊範委員。

○三好俊範委員 それでは質問させていただきます。

1点目、同じく塚本委員からもありました。債務負担行為の総合ネットワーク再構築事業について、一点だけ詳しくお伺いしたいです。テレワークの部分、塚本委員からもありましたが、今回の再構築においてその辺りを現在の仕様に変えていくとお話されました。具体的に今回例えば行政系であれば550台のパソコンがあるわけで、この分のどれぐらいがリモートワークなどに使用することができるのかを教えてください。

2点目、同じくネットワークの再構築に関することです。現状使用されていますパソコンの、リサイクル、リユースというか、

その使い方、前回分はパソコンが壊れた際に貸し出ししているとおっしゃっていました。その辺りも踏まえ、どのように使っていくのか教えてください。

歳入に関してです。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1億4,298万3,000円が計上されております。歳出を見ていくと物価高の対策でその辺りに使われていると理解しています。同じく財政調整基金繰入金も3億6,600万円ほど計上されております。この財政調整基金繰入金の部分に関して大まかで結構ですので、具体的にどのようなものに使われているのか内訳を教えてください。

以上でございます。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 それでは一つ目の質問にお答えをさせていただきます。

今回、行政系で550台、入れ替えを考えております。リモートワークについてはどうかのご質問であったかと思えます。

今回のパソコンに関しましては、庁内の環境で使用するもので、基本的には持ち出し等は想定いたしておりません。リモートワークといいますか、オンライン会議、そういった利用の部分につきまして、今回導入させていただく全てのパソコンでオンライン会議ができるものを導入してまいりたいと考えております。

なお在宅といった観点で申しますと、テレワークのシステムにも依存してまいりますが、今回そういった部分もプロポーザルで提案いただきます。現在、使用しておりますテレワークのシステムにおきましては、登録されている方が管理職を中心に59名が利用されており、そういったアカウント、ライセンスの上限等もあつてのこ

とですが、今後状況によっては拡大できるものかと考えております。

それから、オンライン会議について、参考までに件数を申し上げますと、令和3年度の実績といたしましては、年間で1,100件程度オンライン会議を実施しております。今回ネットワークの再構築の中におきましては、無線環境等も強化といたしますか、現在電波が弱いとか、つながりにくいかといった部分が課題でございますので、そちらの改善を考えております。オンライン会議につきましては、今後もふえていくと考えておりますので、そういった部分で活用できるものと考えております。

それから2点目、現在使っておりますパソコンのリユースをどのようにしていくかという部分でございます。

こちらにつきましては、まだ保守が残っておるパソコンもございますので、こちらにつきましては、新ネットワークでも稼働するように再設定をいたしまして、継続して使用してまいりたいと考えております。

一方、保守が切れてしまったものにつきましては、すぐに廃棄はせずに、壊れるまで何らか使っていきたいと考えております。ネットワークにつながず、オフィスが使用できるPCとして必要とする部署への配付、それから各課で実施する事業、例えば市民向け講座といったようなものについても再利用できないかということで検討したいと思っております。そのほかにも有効活用、再利用の方法については今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 財政調整基金繰入金についてでございます。

今回、補正予算第7号で財政調整基金繰入金といたしましては、3億6,659万4,000円計上しておりますけれども、この繰入金につきましては、財源調整の役割がございます。歳入と歳出が仮に同額であれば、この財政調整基金繰入金の計上はございませんけれども、必ずしもそういうわけにはなりません。歳入と歳出の金額差をこの財政調整基金で調整しているという形になりまして、その金額を計上させていただいているものでございます。

○三好義治委員長 三好俊範委員。

○三好俊範委員 総合ネットワーク再構築事業についてです。今の答弁では、どちらかというシステムの更新が先に走っていて、特にリモートワークに関しては、あまり進む気配がないのかと感じました。これなぜかという、今もコロナ禍の真ただ中ではありますが、リモートワークをされている方が減った印象を受けます。こういう機会を経て、市役所の中でも働き方は柔軟に変えていくことが必要です。民間企業はほとんど会社へ出勤しなくなったところもある中で、市役所はやはり民間に先立って、リモートワークに関しても先進的にやっていかないといけないと感じております。もちろん情報漏えい等を精査しないといけない部分は大いにあるとは思いますが、具体的にこの550台に関して、特にリモート用に使う予定はない、むしろ使うことができないという答弁だったと思います。この辺りはしっかり今回の予算でなぜ入っていないのかすごい疑問ではあります。どうせやるのであれば一緒に入れてしまえばいいのではないかと思います。そこの部分に関してもしっかり予算立てをしていって、要望にとどめますが今後はしっかり示していただくよう要望

しておきます。リモートワークができるようにお願いします。

あと、パソコンのリユースに関してです。5年前にも更新していますので、その時に使われていた台数とどういう状況なのか、具体的に教えてください。何台が再利用されて、壊れたときなどに使っていたのか。何台の余りがあるのかを教えてください。それと、今回は保守が切れる部分と切れない部分があるとおっしゃられました。その部分に関してどれぐらいの部分の保守がまだ残っていて、どれぐらいの部分の保守が切れるのか、具体的に台数が分かるのであれば教えてください。

2点目、財政調整基金繰入金に関してです。内容は存じ上げていますので、内訳を教えてください。歳出、歳入で足りない部分について、財政調整基金を使われているのは理解しています。どこの部分が足りなくてこの財源を充てないといけなくなったのか教えてください。

当初予算でも財政調整基金が出ているわけです。予測していなかった部分が何か出たから、この財政調整基金を繰り入れされたと思います。その予測されなかった部分が主な要因としてどういうものがあるのかを教えてください。

2点目以上です。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 2回目のご質問にお答えをいたします。

5年前に更新した部分で、実績としてどれぐらい現在残っているのかということでございます。こちらにつきましては、主にインターネット専用機としてリユースといたしますか、使っているものぐらいしか残っておりません、残数としてはほとんど残っておりません。実質もう10年目ぐ

らいに差しかかることとなりますので、やはり故障が多いということで処分をさせていただいております。

それから、保守が残っているもの、切れてしまったものの内訳といたしまして、まだ現在保守が残っておりますものとしまして、パソコン200台程度でございます。一方で保守が切れてしまうのは、先ほどからおっしゃっていただいている550台が切れてしまう対象となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 財政調整基金繰入金に関してでございますけれども、内訳というのはございません。

当初予算のときに見込めなかったものについて、今回補正予算で計上させていただいております。歳入が、この財政調整基金繰入金を除くと4億1,593万4,000円になりまして、当初見込めなかった事情によるものが歳出で、今回計上させていただいております。そちらが7億8,252万8,000円となりますことから、その金額差について、財政調整基金繰入金で調整をさせていただくという内容でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 三好俊範委員。

○三好俊範委員 財政調整基金の部分から言います。明らかに人件費とか上がっているわけです。そういったことが要因なのかと思います。そういったところ、物価高の支援金等も交付金の額より多くなっているところがあります。そういう部分を説明していただきたかったのですが、一般論で答弁されましたので、少し残念に思います。もうこれ以上はお聞きしませんので、この質問は終わります。

総合ネットワーク再構築事業に関してです。結構な台数が余って、結構な台数がまだ使える状態と認識を受けました。200台はまだ使えて、550台に関しては使い方を考えていくということです。壊れるといっても、皆さんのお家にあるパソコンは5年ぐらいは優に使っていると思います。そのリユースの使い方として様々、考えていただきたい。やり方はいろいろあると思うので、学校や子どもたちに使ってもらうとかも一つでしょうし、市関連施設に渡していく、市民の方が使っていける形をつくっていくとか、そういうところも観点として持っていただきたい。最終処分するに当たっても、市の使っていた部分はありますけれども、企業でも普通に企業がリースしていたパソコンを販売したりとかも結構あります。今回、約9億円という結構な膨大な金額が出ておりますので、少しでもコストダウンをする認識の下、何かそういった点も市がやるというイメージは確かなないんですけど、もし法律的に問題ないのであれば、コストダウンを図っていただくよう、要望しておきます。

以上です。

○三好義治委員長 次に、村上委員。

○村上英明委員 それでは6ページ、繰越明許費で、土木費の排水路ポンプ場管理事業が計上されております。味舌ポンプ場だと思いますが、繰り越しをする工程と事業のスケジュール感を教えてください。

2点目、先ほどからありました総合ネットワーク再構築事業です。

お聞きをしておりますと、このネットワークの稼働が来年9月と聞いておるんです。この債務負担行為をする理由をお尋ねします。

次は、同じ債務負担行為の土木維持作業

業務委託事業で8,577万8,000円が計上されております。これは毎年の清掃関係で、毎年毎年4月から維持作業は開始をしていることも含めての債務負担行為だと思います。例年この契約をしている会社が3社だったと思います。令和5年度についても3社の契約で進めておられるのか。要は1社で行くとか、2社で行くというお考えはあるのかないのか、確認も含めてお尋ねさせていただきます。

質問は以上です。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 一つ目のご質問にお答えいたします。

今回の繰越明許の場所でございますが、安威川と山田川の合流点の西側、味舌ポンプ場内にあります水路系施設になります。この水路系施設の工期行程であります。令和3年度から2年間の債務負担行為ということで、令和3年10月13日から令和5年3月31日までの工程となっております。工事の内容としましては、施設内にあります電気室の電気設備の取り替え工事が主な内容となっております。

今回、繰越明許費で上げさせていただいている内容としましては、電気施設につきまして、この中にあります部品、あるいは半導体、これの調達につきまして、今の世界情勢や世界的にその部品をつくっている工場の閉鎖、あと物流関係の遅延等がありまして、どうしても完成が今年度内に至らないということになりましたので、1年間繰り越しをいただきまして延長したいと考えております。今、調達が不足しております部品につきましての目途になりますが、来年の3月から4月、この辺りで部品の調達が見込まれています。それから電気盤を設置する工事を進めてまいりたい

と思っておりますが、6月頃になりますと出水期、大雨、台風のシーズンになりますので、その出水期までに完成というのが難しいことから、濁水期といわれます11月以降に力を入れまして、完成を目指すということになりますので、約1年間の延期とさせていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 二つ目のご質問にお答えをいたします。

総合ネットワーク再構築事業の債務負担行為の理由としましては、期間が令和4年度から令和10年度まででさせていただきます。

まず令和4年度からとなっておりますのは、今回の議案を議決いただきましたら、速やかに公募型のプロポーザルを実施いたしまして、構築の事業者を決定させていただきたいと考えております。といいますのも、先ほどありましたように半導体不足等がございます、早期に構築の準備に差しかけたいという部分がございます。令和5年9月から、新ネットワークでの運用を開始いたしまして、その後60か月の保守期間を含めまして、全体といたしまして令和4年度から令和10年度までの期間を設定させていただいております。

以上でございます。

○三好義治委員長 西課長。

○西道路管理課長 土木維持作業業務委託に関しまして、令和5年度の業者数の見込みということで、お答えさせていただきます。

本委託につきましては、毎年上半期と下半期の年2回発注しております。入札で発注しております、業者が2社決定する形

になっております。もう一社につきましては、捨て場の残土置き場で、ごみの分別作業等を行っておりますので、こちらについてはシルバー人材センターへ委託しております。委員からご指摘のありました3社というのは、その3社かと認識しておりますけれども、そのうちの2社につきましては毎年入札で発注しておる形になります。

以上でございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 まず1点目の、排水路ポンプ場の件です。翌年に1年のみの繰り越しで、事業的にはあるんですけども、先ほど半導体のこととか言われていて、6月、7月、8月、9月の出水期は、本当に役割というか、安心感を高める事業だと思います。そういう意味では6月までには完成と私も望んではおったんですけども、半導体の入荷の関係で部品が入ってこない面は、致し方ないかと思えます。でも例年の雨の量とかを考えれば、なるべく早く事業を完了していただくよう取り組んでいただきたいと思いますことは要望としておきます。

2点目の、総合ネットワーク再構築事業です。令和4年度から令和10年度までということであります。端末関係については、購入部分がほとんどだと思います。その中で様々な手法として、レンタルであるとかリースであるとか、割賦なども含めて検討した結果が、購入になったと思えますが、その考え方について2回目お尋ねさせていただきます。

3点目の、土木維持作業業務委託事業の件でございます。

上期で1社、下期で1社、そして年間を通じてはシルバー人材センターということで、3社になっていると思えます。この

維持作業については、やはり道路維持の環境面でも寄与する部分もあります。この辺はしっかりと業務委託の内容を精査していただいて取り組んでいただきたいことを要望としておきます。

以上です。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 2回目のご質問にお答えをいたします。

レンタル、リース等々の考え方としてどのようにしたかというご質問だったかと思えます。

今回の調達に関しましては、全て購入という形をさせていただきました。こちらはリース料率等の上乗せ、そういった部分も勘案しまして、より経済的な方法といったもの、5年間のトータルで一番経済的な方法を検討させていただいた結果、購入という形を選択したものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 この総合ネットワーク再構築事業につきましては、購入という決定について経済的なものがあると判断をされています。やはり最小の経費で最大の効果が期待できるというか、そういう部分をこれからはしっかりと検討していきながら、何がいいのかを最大公約数という中で見いだしていただきたいと思います。

最後に要望になるんですけども、更新をする際、先ほど三好俊範委員も収入という部分でも触れられておられたと思えます。現パソコンを、例えば何か収入として見出すことができる施策を考えてほしいと思えます。今の市場の中でも、3年落ちとか5年落ちとか、行政が使っていたパソコンを販売というのもあります。購入す

る側にとっては、1万円台でとか、2万円台とか、3万円台とかで販売がされていて、それを個人などで購入されていることもあります。これなぜかという、私もその一人でした。2万円ぐらいで、どこかの市役所で使っていた3年落ちのパソコンを購入して、今使わせていただいております。そういうこともありましたので、行政として何か収入を得られる施策を取り組んでいただきたいと思っています。要望ですけれども、先ほど三好俊範委員も、この財政調整基金が歳出部分でどこに割り当てられているのかとの質問があったと思います。国からの交付金とか補助金などで足りないから、その部分を財政調整基金で調整しているというご答弁でした。やはりその中で、これはこの人件費で充てますよとか、これはこの施策で充てますよとか、何かそういう内訳を考えておくべきだと思います。また、今回光熱水費ということで、所管では消防の分だけだったんですが、全体として光熱水費が増額で補正されていますので、節電とかも含め、全庁的に取り組んでいっていただきたいので要望として、私の質問を終わります。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、質問させていただきます。

1点目は先ほどからも議論がありますが、6ページ、債務負担行為の補正において、総合ネットワーク再構築事業が上がっております。

いろいろとご説明いただいて、ご答弁もいただいております。現状の総合ネットワーク事業、私たち非常に身近なところではLGWAN系と、インターネット系が分離されていて、活用している。安全性やセキュリティの面と、それから実際に業務を行

う上での生産性の問題で、非常に利便性を求めればセキュリティが弱くなるという相反する部分があると思います。今使っていますインターネット系と、LGWAN系との分離によっていろいろ業務の中で時間がかかったり、例えば1時間経過すればインターネット系が切断される。セキュリティ面で仕方がないかもしれませんが、実際に業務をやっておられる、もしくはそれが市民サービスにどのように影響を与えているのか、その辺をつかんでおられるのかどうか分かりませんが、今回の再構築の中でどのようにその点が変わるのかお聞かせください。

それと今回の目的の中に上がっておりますが、国のガイドラインへの適合というものもあると思います。先ほどのご答弁では、セキュリティポリシーのガイドラインが見直しも図られ、それに対応していくということであります。国のセキュリティポリシーの見直しの中身です。セキュリティが強化されている方向にあるのか、もしくは緩和されていく方向にあるのか、もしくは現状の行政のデジタル化の中での変更で対応していくものになっているのか。その辺どんなセキュリティポリシー、ガイドラインの変更があるのかご説明をお願いします。

あと、プロポーザルで業者を選考していくということでもあります。何度もプロポーザルの契約の際には意見を申し上げているところです。一般の入札と違って、その業務の中身を問う業者選定になっていきます。そういう意味では、金額だけではない面がある一方で、業者選定での公平性、透明性を、いかに担保していくのか非常に問われてくる問題です。そういう点から今回のプロポーザルの審査、どんな審査体制

を置くのか。それから何に重きを置いて審査をしていくのか。最終的にはどういう内容で業者を選んだのかはきちんと市民の皆さんに知っていただいて、納得できるような選定をする必要があるかと思えます。その点の現状の予定をお聞かせください。

それから保守です。今後5年間の保守契約になっています。保守の中で往々にしてネットワークというのは、いろいろな制度の改定等で大きく変更せざるを得ない状況が生まれてくることも想定されると思えます。そういった途中での変更等は一定考えられるものなのか、それから保守の内容の中に、実際に専門的な部分がありますから、摂津市の総合ネットワークでの保守についてきちんとした対応がどのように取られていくのか、お聞かせください。

2点目は、消防の光熱水費、355万円増額補正されています。保育施設など、いろいろな施設で物価高騰や燃料の高騰等の影響があって増額補正されています。この355万円は消防の本署それから出張所の光熱水費だと思います。その増加について、去年から今年にかけての状況は具体的にどういうものなのか。例えば業務上どうしても必要になって、使用量がふえたのか、電気を使う時間が延びたとか、ガスを使わざるを得なかったとか。特にコロナ禍でありますので、そういった影響があって、燃料費等がそのままここに跳ね返ってきているのか。その辺の内容と、今後の推移の見通し、この増額で果たして足りるのかどうなのかお聞かせてください。

以上です。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 総合ネットワーク再構築に係ります四つのご質問にお答えをいたします。

まず1番目が、インターネットの分離に伴いまして、今回の対応でどのように変わっていくのかという部分でございます。

現状のインターネット環境、接続環境につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、時間制限があるとか、手間がかかるといった部分がございます。そういった課題を今回の再構築におきましては解消する形でご提案をいただきたいと考えております。そういった部分を仕様書にも盛り込みますし、プロポーザルで評価もしてまいりたいと考えております。

それから2点目、国のセキュリティポリシーに関するガイドライン、どのような形で記載されているのかといった部分でございます。

こちらにつきましては、先ほども少し触れましたが、リモートアクセスに関しまして、どういったセキュリティ対策、どういったモデルが想定されるかといった部分の記載であったり、あとは校務系、教育のセキュリティポリシーに関しましては、従来のネットワークと申しますと中と外の境界線を防御するようなものが一般的ではございました。今後の働き方改革であったり、リモートアクセスといったものを踏まえまると、端末の対策を中心としたアクセスの制御の認証についてしっかりと確認をした上で許可するといった部分が、セキュリティポリシーに記載をされております。

それから3番目。プロポーザルの審査についてでございます。

プロポーザルの審査基準につきましては、今後最終の詰めをしてまいりたいと考えておりますが、まず第一として言えますのは、本市の作成いたします仕様書に適合しているといった部分に尽きるものでご

ございます。評価項目として幾つか考えていきたい主なものといたしましては、やはりセキュリティ対策はしっかりと評価をしていきたいと思っております。

それから、次の質問にも関わりますが、保守の体制、運用について、どういった形で対応していただけるのかといった部分は、今後の安定稼働、業務の継続性といった部分で重要な部分ですので、そういったところもしっかりと見てまいりたいと考えております。

また、審査メンバーといたしますか、どういった形で審査をするのかですが、今後庁内で審査委員会を設置させていただこうと考えております。内容といたしましては、ICTに関する専門性のある分野になってまいりますので、情報政策、ITに携わっている職員、それから今回併せて学校の教育環境についての構築もございまして、そういった教育委員会の職員も含めまして、総合的に判断ができる職員で構成をしてみたいと考えております。

それから4点目、保守についてでございます。

保守の内容を変更せざるを得ないようなケースが考えられるかといった部分ですが、現時点では特に内容の変更は予定しておりませんが、今後の社会情勢であったり環境の変化といった部分では、柔軟に見直しせざるを得ないということは考えられます。ですので、そういった部分も踏まえまして、今後の調達の仕様書であったりとか、契約書の記載といった部分も検討していきたいと思っております。

また保守の内容についてでございますが、技術者が対応してもらえるのかといったところでございます。

保守の内容といたしましては、常駐員1

名を庁内に常駐していただきまして、サーバーとか、パソコンの管理、それから障害対策、セキュリティ管理といった部分を対応いただきたいと考えております。また常駐員の方では対応できないような、より専門的な内容につきましては、後方支援といたしましてネットワーク関係の専門的な部分について運用、それからバックアップの体制も取っていただくことを考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 安藤委員の光熱水費の質問に対してお答えいたします。

昨年度と今年度の使用実績等、特に増減等はございません。光熱水費については、電気代、ガス代が、4月当初から徐々に上がってきている状況ですので、今後下半期がどれくらいふえるかという想定をするのがなかなか困難な状況となっております。4月から10月の上がってきた推移を見ますと、まだふえていくという判断の下で、令和2年度と令和3年度の使用実績で多い月の使用量を考慮いたしまして、見込み額を想定いたしまして増額の補正を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 安全性、安心、それからセキュリティの強化と加えて、やはり操作性です。実際に業務を行っておられる方々、また情報収集等々でインターネット系を活用されたりということであり、非常にその両立は難しいものと思います。操作性についても、選定のメンバーに現場の方々も入ってくるということですので、その点は両方を追求していただきたいとお願いしておきます。

それから、一つ気になっているのは、L GWAN系、インターネット系と、教育系の校務系合わせての総合ネットワークであります。教育の校務系は、具体的にどんなものなのか。例えば各生徒の成績に関わる問題ですとか、学力テストの結果であるとか、そういった内容が含まれているものなのか。またL GWAN系とインターネット系は一定の防御策がある中で、一定そのやり取りが可能になっています。この教育系と、インターネット系、L GWAN系とのつながり、その辺はできるものなのか。要はそういった子どもたちや、保育や子育て教育の分野での個人情報等が漏えいしていくと、もちろんL GWAN系の中ではさらに大きな個人情報が扱われていますから、その辺の漏えいの問題は非常に重要になってくるかと思えます。操作性を求めながら矛盾するかもしれませんが、その辺のお考えはどうか、お聞きします。

プロポーザル契約につきましては、選定委員会を設けていかれるということです。先ほどもありました仕様書の内容はできるだけオープンにさせていただく。それから選定の配点については事前に表に出すことは難しいのかもしれませんが、事後でもこういった内容で、こういったところが評価されたということが明らかになるようにしておいていただきたいと思えます。

それから保守については、常駐員の方が庁内に常駐されるということでもあります。技術的な、日常的な支援を受ける点では心強いものがある反面、行政の様々な中身の奥深くまでの内容を知っていただいた上での対応になってきます。民間企業の職員、社員でありますから、そこでのセキュリティとか情報の問題については当然ではありますけれども、どのように対応をされる

のかお聞かせください。

消防についてです。物価高騰と燃料費が上がっているということで、想像がつくものですが、この4月から現段階まで具体的にどのぐらい電気代、ガス代が上がったのか。それから今後の見通しを含んでの355万円ではあるかと思えます。来年度に向けてなかなか燃料代の高騰が先行き非常に不透明な状況の中で、庁内全体に関わる問題でありますけれども、消防としてはどのようなことを見込んでおられるかお聞かせください。

以上です。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 2回目のご質問にお答えをいたします。

まず校務系で、こういった情報を管理されているかという内容でございます。校務系につきましては、学校の教職員の方が使用されるネットワークでございます。行政の使っておりますL GWAN系、インターネット系とは全く切り離された別のネットワークでございます。校務系につきまして、こういった情報を扱っているかといいますと、先ほどおっしゃっていただきましたように成績であったりとか、進路であったりとか、そのほか出欠の情報であったりといった部分を管理されております。

そういった状況ですので、今回文部科学省からの情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが改訂されまして、よりセキュリティを強化するといった方向で書き加えられております。

それから2点目、常駐員の方のセキュリティに関して、こういった対策が取られるかといった部分でございます。

こちらは委託契約になりますので、まずは委託業者と秘密保持契約を締結いたし

まして、しっかりと情報遵守していただいております。また、そういった中でもうたっておりますが、従事する方への研修、教育についてしっかり実施していただくことを書き込んでおりますので、そういった部分の遵守状況についてもお願いをしております。あと委託先につきましては、予定ではございますが、毎月定例会といった形で会議を設けたいと考えておりますので、その場でも委託状況の確認、セキュリティの教育、研修を受けているかといった部分についてしっかりと確認をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 安藤委員の2回目の質問についてお答えをさせていただきます。

本署の電気代が今年度の4月当初で1キロワットアワー当たり27.2円という単価でございまして、使用料が1万5,468キロワットアワーでございます。昨年度同月付で1キロワットアワー当たり23.1円でございますので、約4円の値上がりがございます。令和3年4月の使用量といたしましても、ほぼ同じで1万5,223キロワットアワーの使用実績でございます。令和4年9月の1キロワットアワー当たりの単価が28.8円でございます。昨年度の同月の1キロワットアワー当たりの単価が22.7円でございます。これで6円ほどの差がございまして、下半期にどれくらい上がるかという想定をするのはなかなか難しいところではございますが、毎月1円ほど上がっていくような想定をしております。今後の3月までの使用実績、令和2年度と令和3年度の多い月、使用した多い月を1円ずつ上がっていく

という想定の下で計算させていただきまして、電気代、ガス代の増加分と、当初予算の光熱水費の差額を考慮いたしまして355万円の不足分が生じると見込んで増額補正を計上させていただきました。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 総合ネットワーク再構築につきましては、ご説明いただきました個人情報保護法が改正されて、摂津市でも来年4月までには個人情報保護条例等を見直しといいますか、改廃をしていくことになっていきます。総合ネットワーク事業の中で扱っているLGWAN系であったり、校務系で扱っている様々な個人情報についての取り扱いも、この新たな個人情報保護法の理念によって、利活用されていく対象にもなってくるかと思えます。そういう点でこれ以上は一般質問のようになりませんので要望だけしておきます。自治体が持っている膨大な個人情報について、少しでもこれまでの個人情報保護の理念を生かしながら、それぞれの個人情報が、それぞれの個人の権利であるという立場から、守られる姿勢で、システム構築等に当たっていただきたいので、要望としておきます。機密保護の契約を結ばれると思えます。ただ、結ばれてもいろいろなところで情報漏えいの事件が後を絶ちません。そういう意味では、先ほどもありました、校務系端末でのセキュリティ強化などおっしゃっていました。二重三重に機密が外に漏れない、情報が漏れない、外部に漏れない対応をしていただきたいと要望しておきます。

消防内の光熱水費ですが、消防の施設だけでなく、本庁は市役所の全体の光熱水費もかなりの部分で上がってきているかと思えます。ということは、市民の暮らしと

か中小事業者の皆さんの営業にもやはりそれだけ光熱水費の負担が増している状況です。今回、物価高騰等のいろんな支援金の手立ては提案もされておりますけれども、とてもそれでは足りない状況でもありまして、消防の今回の光熱水費のアップが計算してみると去年から約17%増、今後2割ぐらいのアップになっていくことが見込まれているようです。光熱水費の上昇が行政運営、市民生活にも多大な影響があることをお互いに共有しながら、来年度予算の編成には市民負担の軽減であるとか、市民への支援を強化していく立場に立っていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○三好義治委員長 野口副委員長。

○野口博委員 最初に、先ほどから議論されている総合ネットワークの問題です。

議論を聞いていまして、確認ですけれども、今回、行政系と校務系のパソコンを更新する計画であります。現在のパソコンが学校関係と行政系で何台あるのか。併せて更新しようとしていますけれども、議論にありますように、毎年新聞折り込みで大手企業や官庁のパソコンについて、販売するというのもやっております。現在何台あってその中で今回の更新によって、現在のパソコンをどう活用していくのか関心がありますので、台数を含めてお聞かせください。

二つ目は、令和10年度までの委託年度であります。その関係でお尋ねしますけれども、市全体で防災計画の見直しとかいろんなことをやろうとしております。この令和10年度までの間に災害が発生する可能性もあると思います。そういう点で、災害時の対応について、こういう通信系について、どういうことを検討されているのか

併せてお聞かせください。今議論されている通信状況の漏えい問題について、この間摂津市ではあったのか、なかったのか。あった場合はどういう改善をなさったのか。

まず、この3点を教えてください。

二つ目は、歳入関係であります。

今回、約1億4,000万円の地方創生臨時交付金が摂津市に割り当てられています。全額商工費で市内事業所等に対する支援金ということで、足りない費用の1億5,000万円ほどは一般財源を活用しています。今いろいろ議論され、皆さんも認識がありますように、大変な物価高で、暮らしが大変だということから、直接的に市民の暮らしを応援する方向で使う考えもあろうかと思えます。この地方創生臨時交付金、約1億4,000万円について、どういう議論をなさってこういう結果になったのか。僕らはいろいろ今回の内閣府の地方創生推進室の通達を見ても、いろんな形で暮らしに関わる分野で支援は可能だと見ております。地方創生臨時交付金の使い方について事業所支援1本にした、その議論の中身を1回教えてください。

もう一つ基金の問題であります。

今回、財源調整基金として3億6,000万円ほどを使う予算組みしておるわけです。今12月ですのでいつもお聞きしますけれども、令和4年度の見通しについてです。令和3年度にご承知のとおり、四つの主要基金を見ますと約166億円の基金残高があります。現時点で、財源調整基金として3億6,000万円ほどを使いますので、その時点の残高の資料をいただいたわけで、125億4,000万円になっているわけであります。当初、令和4年度は財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金を約40数億円取り崩して出発しま

した。この12月議会での補正予算第7号時点で、この財政調整基金や減債基金、公共施設整備基金を含め、令和4年度の今時点の見込みが、どういう基金残高になるのかについて、教えてください。

三つ目は、消防関係です。

光熱水費の問題が議論されています。国会の議論では大体賃金を3%アップしようという動きと反対に4%の物価指数が上がっている話をされています。消防の関係だけではなくて、摂津市全体で、例えば令和3年度に比べて令和4年度見込みを含め、どのくらいの金額的な差があるのか。その辺が分かれば教えてください。

四つ目は、千里丘三島線の絡みの予算が出されておりますので確認であります。

令和5年度に完成見込みであります。一つは、今一番最後の土地が買収され、建物が解体されていますけれども、歩道部分の舗装も行われているわけでありまして。その事業計画として予定どおりいっているのかについて、確認の意味で教えてください。

もう一つは、拡幅に伴って、この間、千里丘三島線のJR千里丘駅に向かう道から右折レーンがつけられまして、一定交通量の整備がなされたわけでありまして。併せて最近言われているのは、駅前1号線からの車が交差点で右折することに対しての時間が少ないということで大変な渋滞が発生しているという話が舞い込んできております。その辺の千里丘駅南交差点の改善について、どういうお考えなのか併せて教えてください。

以上です。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 1回目のご質問にお答えをいたします。

まず、パソコンの台数といった部分でご

ざいます。先ほども申しましたように、行政系といたしましては750台。それからあと校務系につきましては450台稼働いたしております。

それから2点目の、令和10年度までの委託におきまして、災害時の対応といった部分でございます。こちらにつきましては、現在も大事なデータを守るために、遠隔地でバックアップを取っております。そういった取り組みにつきましては、今後も継続をしたいと考えております。

また、今回の調達仕様書におきまして、クラウドという形で構築していただくというのも盛り込みをいたしまして、提案内容にはよってまいります。クラウドの可能性も仕様書には盛り込んでまいりたいと考えております。

それから、災害時といいますとやはり業務の継続性といった部分で、復旧に向けてこういった対応をしていただけるのかといった部分も課題になってくると思います。これはプロポーザルのお話にはなりますが、評価事項の中で、保守体制、災害時の体制、こういった対応をしていただけるのかといった部分も、プロポーザルでしっかりと評価してまいりたいと考えております。

それから3点目、通信の漏えいがあったのかということでございますが、こちらについてはそういった事例はございません。

以上でございます。

○三好義治委員長 平井公室長。

○平井市長公室長 今回の物価高騰対策支援の考え方、こういった議論があったかといったご質問についてお答えさせていただきます。

今回、提案させていただいた物価高騰対策でございますが、国の電力、ガス、食料

品等価格高騰重点支援地方交付金において、推奨事業メニューとされているものをベースとしており、このうち事業者支援に当たる、医療、介護、保育施設に対する物価高騰支援対策及び中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援を実施するというものでございます。

医療関係や、介護事業者など、こういった福祉施設等につきましては、電気代などの物価高騰の影響は大きいものの価格を転嫁するなどの収入増は見込めず、厳しい運営を強いられている状況でございます。事実、そういった事業の団体などからも切実な訴えがございます。

また、中小企業でございますが、原材料価格の高騰により売上原価が増加する一方、売り上げに十分転嫁できない状況が見受けられ、非常に厳しい状況でございます。本市でございますが、市内に約4,000の事業所を抱え、そのほとんどが中小企業でございますので、市といたしましては、中小事業者にしっかりと目を向け支援していく必要があるものと考えております。これまで本市といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策において、医療機関や福祉事業所等を支えてきたところでございますが、今般の予想外の物価高騰は、医療関係や福祉事業所等の経営に直接的に作用し、地域の医療や福祉サービス確保に悪影響を及ぼしかねない状況と考えております。

また中小企業支援につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすい飲食事業者を中心に応援してきたところでございますが、物価高騰の影響はこれまで支援できていなかった運輸や工業事業者等にも及んでおります。こうした状況から、本市といたしましては、市

内事業者等を支援し、地域経済を支えることで市民の暮らしに寄与してまいりたいと考えております。

それと、市民の暮らしにどうかという点でございますが、令和4年第3回定例会におきましてご承認いただきました、新型コロナウイルス感染症による物価高騰対策支援ということで、市民の消費生活を下支えすることを目的に、商業支援策も兼ねまして、グルメクーポン事業でありますとか、プレミアム付商品券事業、スクラッチカード発行事業と併せまして、合計で約10億円にのぼる歳出予算を計上し対策を実施してきたところでございます。このうち、プレミアム付商品券事業と、スクラッチカード発行事業は現在も継続中でございます。またこれと並行しまして、非課税世帯への5万円の現金給付も現在継続中でございます。今後も市の物価高騰対策として、市民の直接的な支援策を実施するかどうかにつきましては、今申し上げました継続中の事業の成果について検証するとともに、国における補正予算などの状況も踏まえ、今後ともまた検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 令和4年度の基金残高の見込みについてでございます。

まず財政調整基金ですけれども、財政調整基金につきましては、令和3年度末の現在高が約75億円。令和4年度で当初予算から現在までの補正予算を計上しておりますことから、予算上ではありますけれども、令和4年度末財政調整基金の現在高は約41億円となります。同様に、減債基金が令和3年度末が約16億円。令和4年度末も約16億円。公共施設整備基金が令和

3年度末が約49億円。令和4年度末の現在高が約43億円でございます。土地開発基金のお話もありましたので、土地開発基金につきましては約25億円となっております。現在の予算上の見込みでは委員のご質問にもありましたように、この四つの基金で約125億円と見込んでおります。毎年不用額がございますことから、ここまでの取り崩しにはならないだろうとは思っておりますけれども、現時点ではなかなか見込みが幾らというのをお答えするのは難しい状況でございます。特に令和4年度につきましては、千里丘駅西地区再開発事業の移転補償費など、大きな金額がございますけれども、こちらについてはほぼ不用額は発生しないものと見ておりますので、例年よりも不用額は金額的には少なくなるのではないかと見込んでいる状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 次、消防の光熱水費から見て全庁での光熱水費が資産管理課になりますが、今、平井市長公室長が物価上昇分を一部答弁してもらってしまして、光熱水費の全体的な庁内のアップはどれぐらい考えているのか、答弁をお願いします。

奥村副市長。

○奥村副市長 総括的になりますが答弁させていただきます。

先般、国で第2次補正が議決になりました。この第2次補正の主要な部分はいわゆるガス、電気代の抑制のために一応公費を投入するというようになっております。その公費投入は来年1月からたしか9月まで、いわゆる電気代あるいはガス代を抑制するために公費を投入すると。ですので、今12月末まではその効果は出ておりません。そういう部分では、今年9月の新聞

発表によりますと、光熱水費で約20%増になっているということでございます。

それで全体的な話ですが、先ほど消防のことが話題になっておりますが、それ以外にも小学校あるいは中学校、それから公民館、環境センター、保育所、道路施設、この光熱水費についても今回補正をさせていただいております。それと小学校の学校給食、ここの賄材料費も補正をさせていただいております。それから先ほど市長公室長から説明がありましたように、市内の各事業所、福祉関係の事業所等々につきましては、一定の補助を予定しております。これらを含めず総額としては1億6,000万円ほどの補正をさせていただいております。国の1月から3月までのいわゆる軽減策はどうなるのか、これははっきりすれば正確な見込みが出てくると思っております。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 4点目千里丘三島線の事業の進捗というお問い合わせだと思います。千里丘三島線東側道路改良事業につきましては、平成28年度から事業着手をいたしております。順次用地取得が進みまして、現時点で取得面積は全体の約95%でございます。残りは三島幼稚園の手前の信号付近、こちらを残して既に用地取得が整っておるところはございますので、今年度、道路実施設計を行いまして、来年度に残りの区間以外で、歩道拡幅や右折レーンの設置を行う予定でございます。

次に、駅前1号線から千里丘駅南交差点での交通渋滞解消に向けてというようなお問い合わせであったかと思えます。

現在、道路の実実施設計の作業中でございます。当然ながら千里丘駅南交差点の交差点設計に当たりましては、警察等関係機関

との協議を推し進めているところでございまして、来年度の工事発注に向けて現在取り組んでおりますので、ご理解をいただければと思います。

委員からありました交差点の交通渋滞の状況につきましても、警察署と立会いも行いながら進めてまいりますので、どうぞご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口副委員長。

○野口博委員 ネットワークの問題については、また聞かせていただきます。いろいろ議論されていますように市民から見たら、今までのパソコンはどうするのかは疑問点の一つであります。しっかりしたお答えができるように、どう活用するのかきちんと明らかにしていただきたいと思ひます。

それと、災害時に議論されている大正川とか安威川が氾濫すれば市役所1階の天井まで浸水すると言われております。もっとたくさん降った場合は、それ以上になるわけで、今業務継続計画を策定していると思ひます。そういう災害規模に応じて、災害時にどうインターネット関係を維持するかという点から、もう少し詰めた議論をやっていただいて、またご説明いただきたいので、よろしくお願ひいたします。

地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策の問題についても、市長公室長がご答弁されたように、総合的なお考えだったということであります。それも了として受け止めていきたいと思ひます。

もう一点、物価高騰が状況になっております。その関係でいろいろな角度からこの対策を練ることは当然必要であります。国の推奨事業メニューの中で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯

支援で、給食費の問題とか、水道料金は書いておりませんが、暮らしの面での直接的な地元自治体からの支援策について、やっぱ考えるべきだと思ひます。これは国の推奨メニューから見てもこの地方創生臨時交付金を使って構わない分野だと思ひます。ぜひ今後検討していただいて、実施に向けて何か結論を出せる議論をやっていただきたいと思ひます。

財政の問題であります。

なかなか令和4年度末の見込みは見えにくいと思ひますけど、四つの主要基金を合わせますとこの第7号補正時点でご答弁もありましたように、125億4,000万円の残高があるわけだ。おっしゃっているように、当然不用額も出てきますし、事業の進捗だとかによって、当然多くの不用額が出てくると思ひます。この数年間いろいろ議論させていただいて、財政調整基金も含めていろいろ活用して、いろんな暮らしを守る事業者支援も進めていくとか、いろんな課題に取り組んできました。この財政状況を見ながら、市民の暮らし、市内事業者を守っていくために、よりこの実情に沿った取り組みをしていただくようによろしくお願ひしておきます。

庁内全体の光熱水費問題については、資料請求として委員長に諮っていただきたいと思ひます。この際、物価高騰が大きな問題になっておりますので、市役所全体の上がり方がどうなのかという数字を1回まとめさせていただいて、資料として提出していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最後に、千里丘三島線の問題です。

実態を見て、改善する方向で計画をしていくということ動いていると理解してよろしいのか、もう一度確認の意味でご答

弁ください。

千里丘三島線の拡幅が済んだ時点、歩道整備が済んだ時点で、いつも議論されている香露園1号線への大型車の規制問題について、なかなか見通しがはっきり出ないということです。千里丘三島線が一応拡幅整備されます。拡幅された時点で、いろいろ相談して実施まで検討していくと思っていました。最近はそのようになっていきますので、その辺の絡みの話でどういう取り組みをなさっていくのか、この際お聞かせください。

以上です。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 2回目の質問にお答えいたします。

千里丘駅南交差点の改良設計というところでございます。当然ながら交通量であったりだとか、交差点内に進入する交通量の調査なども踏まえた中で、警察ほか関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

ですので、委員がおっしゃっているように千里丘駅東口の再開発時に、駅前1号線が竣工をして供用はされておるわけですが、やはり交差点間の距離が非常に短いというような物理的な整理もございますので、その辺りについても当然ながら警察署含め府警本部も入れた中で、検討協議はさせていただきたいと考えております。

2点目の、香露園1号線の、従来からお申し出いただいている内容でございますが、こちらにつきましても摂津警察署の考え方について、議会の議論の中でも述べさせていただいた中でございます。千里丘三島線の歩道改良でもって警察は、大型車規制を香露園1号線と関連づけた形で

の規制緩和という部分であったりだとか、規制の強化というようなところの関連性については、摂津警察署については考えを改められたということで、市としてはお伺いをしている状況でございます。ですので、先ほどおっしゃっていただいている内容で千里丘三島線の整備をもって香露園1号線の大型車通行規制という部分では今のところ考えは市としては共有していないという状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口副委員長。

○野口博委員 最後の問題は、そういうことになろうとしていますので、その問題をどう関連して成し遂げていくのかについて、議論を検討していただきたい。というのは、まだまだ茨木市の蔵垣内、丑寅の方面の土地がたくさん空いていて、一部終わっていますけれども、住友化学のところでは建設があり、まだまだ続くだろうと思います。その自治会では、この前申し上げたように中央環状線を通して向こうから入り込むということで対応されています。いろんなその周辺の取り組み状況を聞いていただいて、成し遂げるためにはどういう検討をしていくのか、ぜひそういう角度からよろしく願いをします。

以上で終わります。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時37分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第56号の審査を行います。

本件について補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 議案56号について、2点お聞かせ願えればと思っております。

一つ目が、今回の条例改正において、おおよそで結構ですので、財政に与えるインパクトをお聞かせください。

それと二つ目です。

把握できないと思いますが、会計年度任用職員の中で、もし個人事業主として契約されている方の有無を把握されておられたらそれを教えてください。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、財政へのインパクトでございますけれども、今回実際に人事院勧告によります影響額で申し上げますと、補正予算書48ページ、49ページ、50ページ、51ページに制度改正に伴う増加分を掲載させていただいております、一般職級が610万5,000円で、勤勉手当が1,987万3,000円で合わせて、おおよそ2,500万円ほどの人事院勧告による制度改正に伴う増加分となっております。ただ、これはあくまで一般会計ですので、全会計を合わせると、これよりさらに増加します。

2点目、会計年度任用職員の個人事業主についての把握についてですが、こちらについては把握してございません。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 一応金額として把握されていると理解しました。

個人事業主はおられなかったらいいなと思うぐらいで考えていますので、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 なし。

以上で質疑を終わります。

次に、議案第57号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第58号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

平井市長公室長。

○平井市長公室長 それでは、議案第58号摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。

このたびの条例制定でございますが、国家公務員法の改正に合わせまして、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月に施行されることに伴うものでございまして、地方公務員の定年が令和5年度から2年に1歳ずつ、65歳まで引き上げられるほか、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するための管理監督職勤務上限年齢制の導入、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間の職に採用することができる、定年前再任用短時間勤務制の導入等に対応するため、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

本会議でもご説明いたしましたが、本改正条例は、12の条文からなっており、改正箇所が多い第1条、第8条、第10条について補足的にご説明申し上げます。

なお議案参考資料、条例関係、その1の

16ページから27ページ。45ページから64ページ及び69ページから83ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

第1条は、摂津市職員の定年等に関する条例の一部改正となっており、新たに目次及び章名を付し、第1条では、地方公務員法改正により、定年前再任用短時間勤務制度及び管理監督職勤務上限年齢制度の新設に伴う規定の整備について、第3条では、定年年齢を65歳とする旨について、第4条では、定年による退職の特例としての勤務延長について、管理監督職勤務上限年齢による降任の特例として、管理監督職を占めたまま勤務させる場合には延長された異動期間の末日の翌日から起算して、3年を超えることができない旨及び文言の整備について、第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の指定について、第7条では、管理監督職勤務上限年齢を60歳とする旨について、第8条では、管理監督職勤務上限年齢制による降任等を行う場合、人事評価の結果等に基づき行うこと及び管理監督職以外の職のうち、できる限り上位の職に降任を行う旨について、第9条では、管理監督職勤務上限年齢制の特例として、勤務延長型特例任用及び異動可能型特例任用により、異動期間を1年以内の期間で延長し、引き続き管理監督職で勤務させることができる旨について、第10条では、異動期間の延長及び降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない旨について。

第11条では、異動期間の延長事由が消滅した場合は、他の職への降任等をする旨について、第12条では、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる定年前再任

用短時間勤務制度について、第13条では、本市が組織する地方公共団体の組合の60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる旨について、第14条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨について、附則第3項では、定年に関する経過措置として、令和5年4月1日からは61歳。令和7年4月1日からは62歳、令和9年4月1日からは63歳、令和11年4月1日から64歳とする旨について、附則第4項では、60歳に達する年度の前年度に当該職員に対して60歳に達する年度の翌年度以降に適用される任用及び給与に関する措置等について情報提供を行い、勤務の意思を確認する旨について、それぞれ規定するものでございます。

次に、10ページの第8条でございますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、条例名を摂津市一般職の職員の給与に関する条例に改め、第3条の3、第5条、第7条から第10条では、文言の整備について、第10条の2では、育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額の計算方法について、第10条の3、第17条、第20条、第23条、第23条の2、第24条、第26条の2、第26条の3、第28条では、文言の整備について、附則第24項では、職員が60歳に達した日以後における、最初の4月1日以後の給料は職員の属する職務の等級及び号級に応じた額の7割とする規定について、附則第25項では、育児短時間勤務職員等に対する附則第24項の読み替えについて、附則第26項では、勤務延長型特例任用や勤務延長職員等への附則第24項の適用除外について、附則第27項では、管理監

督職からの降任等により、降任後の給料月額が降任前の給料月額の7割に満たない場合、その差額である管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給することについて、附則第28項では、降任後の給料月額と差額である管理監督職勤務上限年齢調整額の合計額が、降任後の級の最高号給の給料月額を超える場合は、管理監督職勤務上限年齢調整額を最高号給の給料月額と降任後の給料月額との差額とする旨について、附則第29項及び第30項では、給料月額の7割支給となる職員のうち、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給されない職員で、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、規則で定めるところにより算出した額を給料として支給する旨について、附則第31項では、必要な事項は規則で定める旨について、別表第1では、定年前再任用短時間勤務職員については、基準給料月額とする旨について。

別表第2では6級に副参事を、8級に副理事を加えるとともに、文言の整備についてそれぞれ規定するものでございます。

次に、15ページの第10条でございますが、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正となっており、第2条、第4条及び第5条では、地方公務員法改正に伴う引用条文の整備について、第5条の3では、定年年齢が60歳から65歳に引き上げられることに伴い、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の対象となる年齢の規定について、第6条の4では、文言の整備について、第6条の5では、引用する条例名称の整備について、第14条、第15条、第17条では、文言の整備について、附則第4項から第6項では、附則第11項から第17項までの規定の適

用について、附則第11項及び第12項では、60歳以降に非違によることなく、退職した職員の退職手当の基本額の支給率については、勤続期間を同じくする定年退職の場合と同率とする旨について、附則第13項では、定年引き上げに伴う給料月額の減額は、給料月額の減額改定には該当しないものとして、ピーク時特例の適用対象となる旨について、附則第14項から第17項では、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例等の読み替えについて、それぞれ規定するものでございます。

以上、議案第58号の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、私からは3点質問させていただきます。

一つ目、定年延長の制度ですけれども、65歳まで働くことのメリットはどうなるのか、一つ目お願いいたします。

二つ目です。先ほどの説明ですと、新しいポストを用意してそこに配置すると解釈しました。任用された方が今後若手の育成、ナレッジベースをどのように引き継いでいくのか、関与していくのかについてご説明ください。

三つ目です。かなり参考資料の多い複雑な制度です。先ほどの市長公室長の説明ですけれども、事前に説明するというお話でした。どのように説明をされるのか、以上の三つを質問させていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、生涯賃金についてでございますけれども、定年延長となられる職員に関しましては、給料の水準が7割となります。一定給料水準が7割のほうが再任用の制度よりも給料については高いという水準となります。また、退職手当につきましても、勤続期間が35年に満たない職員につきましても、定年延長となった期間分が上乘せをされるということになります。ほかにも、再任用職員にはありません扶養手当や住居手当などの手当の支給がございます。したがって、金銭面で申し上げますと定年延長のほうが基本的には再任用制度よりも生涯賃金はふえるということになります。

二つ目、育成というところですが、原則、元管理職の方が役職定年を迎えられますと、主に課長代理級のスタッフ職になっていただくということで、特に、課長代理級が多くなり過ぎるといふ部分が懸念される所でございます。役職定年を迎えられた元管理職の職員につきましても、これまでの知識や経験を生かして次世代への知見等を伝承するという業務ですとか、あるいは上司への助言とかの業務をしていただくことを担っていただくと考えております。なお、将来、管理職を担う候補となる方の昇任が抑制されるということは避けたいといけないと考えております。

次に、3点目の周知、説明の部分ですが、これまでも、毎年定年退職となる1年前に再任用を希望するかどうかなどという部分の意向調査を行っております。しか

しながら、今お話いただきましたように、定年延長制度、定年前再任用短時間勤務制度など制度が複雑化しておりますので、意向調査をしてその制度の説明会を、年明けに実施する予定をしております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 生涯賃金に対しては理解いたしました。このご時世ですので、元気で健康寿命も保ちながら働いていかれることを望んでいます。

そして、二つ目、若手の育成です。どうしても組織上は、その方が何らかの事故にあわれても回るというのが健全な組織であると私は考えています。やはりノウハウであったり、そういったものを、しっかりと伝えていってくれたらと思います。よろしく願いいたします。

三つ目、この説明会を開かれるということで理解いたしました。できれば分かりやすい資料をつくっていただいて、その方のライフプランに合った提案をしていただきたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 次に、三好俊範委員。

○三好俊範委員 それでは、私からも4点だけ、お伺いしたいです。

今塚本委員からもありましたけど、副参事級で課長代理の職が大幅に恐らくふえるということです。ここの仕組みのつくり方、どのように考えていらっしゃるのか。その部分、準管理職、もともと管理職だった方が恐らくこのポジションに来ると思います。人の配置的には大幅にシステムが変わると思うので、考え方について、一度お伺いします。

2点目で、今回の定年年齢引き上げで、人件費的には恐らくふえてくるのが予測

されます。今摂津市の人件費は予算に対して10数パーセントだったと思います。この制度で考えられる人件費増について、推移というか、予測を教えてください。

3点目です。もともと退職するはずだった方が市役所に残ることによって、新規採用職員の部分に関してどのような影響を与えるのか、お聞きします。

最後、4点目です。これも少し予算に関する話にはなってくるのですが、今まででしたら退職金が60歳の方に必ずお渡しされて、それプラス途中で退職される方の分を見込んで予算を組めばよかったと思います。今度から61歳、62歳、63歳、64歳、65歳、最終的にはいつ辞められるか分からないというところで、予算組みがなかなか難しくなるのではないかと思います。その辺り、どのような考え方というか、予想を立てていらっしゃるのか、お聞きします。

以上、4点です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、仕組み・配置の考え方ということであったかと思えます。定年延長制度導入後の人員についてですけど、まず、先ほど少し申し上げましたように、役職者の定年延長後というのは役職定年として管理職手当が支給をされない課長代理級、つまり副参事に降任することになります。したがって、原則課長代理級はふえませんが、管理職は役職定年ということで降りていただくことになります。ただ、課長代理級の席が定年延長者ばかりで占められてしまいますと、いわゆる将来の管理職のポストがなくなってしまうということとなります。もちろんこれは望ましく

ありませんので、副参事というスタッフ職を設置して対応してまいることになります。課長代理級への昇任につきましては、やはり若い職員のモチベーションを維持するということがありますので、決して定年後の課長代理級がいるからなかなか課長代理級になれないという状況にはならないようにしないといけないと考えております。

2点目、人件費の部分です。実際に令和5年度以降、この制度が施行されますと、基本的にはそれ以降ずっと影響はあるという話にはなってきます。この制度の完成形が令和14年度の当初となりますので、そこまでの影響で申し上げますと、現行の再任用職員と同制度の暫定再任用職員全てが定年延長職員に置き換わった計算でいきますと、全会計の1年間で約3,900万円の増額になると見込んでおります。

3点目、採用への影響ですけれども、本市におきまして、現時点で、おおよそ9割を超える方が、再任用を希望されて60歳を越えて再任用として勤務をされておられる状況でございます。したがって、職員の採用につきましては、その採用数を検討するに当たりましては、主に再任用の方が65歳で任期が終わるというところ、その再任用職員の任期満了の人数を換算してありますので、新規採用職員に及ぼす大きな影響、あるいは優秀な人材を確保するという上で、何か大きな影響があるということは考えてはございません。

4点目、退職手当の組み方ということで、すけれども、当初予算におきまして、令和5年度は委員がおっしゃいましたように、確かに定年退職者はいないということになります。60歳で退職をされる方、あるいは定年前再任用短時間勤務職員を選

扱われる方、これらの方には退職手当の支給が必要であるということから、事前に、該当者に対しまして、先ほど塚本委員にも答弁させていただきましたが、意向調査を実施をするということを考えております。その結果を当初予算に反映させていくことになるであろうと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 次に、三好俊範委員。  
○三好俊範委員 まず、1点目、課長代理級の大幅な増ということで、一定いろいろ配慮はしていただいているという印象を受けました。ただ、課長代理級というのは、私の所感になりますが、バリバリやっただけ、本当に忙しくされている職だと思えます。ある程度の役職まで行かれた方がそこまでまた降りてきてバリバリやっただけのは大変喜ばしいことだと思います。体調的なものも、やっぱり年齢を重ねるにつれ出てくると思えます。今までの部長級とか参事級とかの働き方をしっかりと後輩に見せることにもなると思えます。先ほど塚本委員からもありましたが、引き継いでいくシステムをつくっていただいて、バリバリ働いてもらう。65歳までしっかり働いていただく仕組みをつくっていただきたいということで、要望としておきます。

この制度による人件費の増については3,900万円ということですが、国からの制度設計でありますので致し方ない部分もあると思えますが、ある程度の金額だと思えます。これだけあれば、また違う施策が一つぐらいできたと思う一方、その分だけ優秀な人材を最後まで使えているというところもあります。この3,900万円を無駄にせず、しっかり働いていただけるよう、これも要望とします。

3点目に関しては、ほとんどの方が再任用で今までされているということです。それに合わせて新規採用職員も今までも採用してきた経緯があり、ほとんど変わらないということも聞かして安心いたしました。積極的に新しい人材を採り入れていただきたいので、そこの辺りが不安点だったのですが、そこに関しては大丈夫だということで安心しました。

退職金の予算組みについてです。意向調査され、今できるだけ対策はしっかり考えていただいているという印象を受けました。ただ、気持ち的な問題にもなってくると思います。先ほど私も言いました、一応65歳までにはなりますが、退職金自体は60歳の方で止まると聞いていますので、逆に言えばいつ辞めても退職金自体は変わらない状態です。だから、退職するのもその人の権利なわけで、働いたけど、2年やったけど、やっぱり辞めたいとか、課長代理という仕事柄もあると思えますが、どこまで体力的にできるかは個人差もあると思えます。その中で予算組みはなかなかしんどいところもあると思えます。しばらくはある程度仕方がないとも思えますので、ある程度の実績数値が出てきたら、補正とか組まないでもいい形でやっもらう。最初は致し方ないですが、そうやっていただきたいと思えます。

最後に、1点だけ、要望です。やっぱり年齢的なものもあって、しんどいわということとか出てくると思えます。そのときに、その人がどこに再配置かというところとかも考えていかないといけないと思えます。その辺りも人事課としてしっかりプランをつくっていただくよう要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○三好義治委員長 次、安藤委員。

○安藤薫委員 少しお聞きしたいと思います。

今回の定年延長については、長年職員として培ってこられた知識であったり経験を継続して課長代理級として、満額ではないにしろ今までの再任用よりも、一定の手当等もある点でいえば、改善された内容ではないかと思っております。そういったことを踏まえ、先ほどもありました令和14年度、定年延長が完了するときまでの間、具体的に今の職員の中で、定年延長となられる方の対象の人数はどのぐらいになるのか、お聞かせください。

それと、今三好俊範委員からもご質問がありました、従来の再任用から定年延長になりますので、人数的な差はそれほどないにしろ、今後の採用計画であったり、職員の人材育成計画等々の影響もあるかと思えます。もちろんメリットもたくさんあると思いますが、デメリットの部分が仮にあるとしたらどんなことが想定されるのか。あと、第5次行革の中で示されてきた職員の定数管理計画がございます。まだ生きているものなのかどうなのか。現状、職員不足等々、保育であるとか、様々な分野でのマンパワーが不足している中、一定の採用はしていただいていると認識しているんですけども、定年延長について従来の定数管理との関係の整理はどうされているのか、お聞かせください。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、令和14年度までの対象となる人数でございますけれども、昭和38年度生まれが12人、昭和39年度生まれが15

人、昭和40年度生まれが19人、昭和41年度生まれが7人ですので、合わせて53名の方が制度完了までの影響を受ける職員となります。

続きまして、採用の計画というお話でしたけれども、先ほども少し申し上げましたが、採用数を検討するに当たりましては、主に65歳で再任用の任期満了の人数を利用しておりますので、新規採用職員に及ぼす大きな影響、優秀な人材を確保するという上での大きな影響があるとは現実的には考えていません。ただ、人材育成というところで、若手職員のモチベーションにおいて、課長代理級が詰まるというところはやはりあってはいけませんので、いびつな職員構成にならないように、しっかりと配慮をしていかなければならないと考えております。

あと、定数管理の部分ですけれども、定数管理はあくまでも常勤職員の数値ということで計画を定めてございます。この定年延長制度の導入をもちまして、例えば市役所内で働かれている職員数が大きく減ったりとかふえたりということは想定してございません。つまりは、今の人数に比べてそんなに大きくふえたり減ったりすることも想定していないということですのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 令和14年度の定年延長完了までに、全ての方が定年延長を受け入れると53名の方が対象になってくるというお話でありました。定年はその人その人の人生に関わる問題でもあります。当然定年延長で延長を望む方については延長していただければいいかと思えますし、定年前再任用短時間勤務職員など、いろいろ

選択肢があると思います。そういう点ではきちんと説明をしていただいた上で、その人の生き方とか考え方を尊重できる対処を組んでいただきたいと同時に、定年延長を望みながら、例えば職員体制全体のバランスの関係から、短時間に移行するとか、暫定的な今までの同じような再任用にするとか、職員の希望に反する誘導がないようにお願いをしておきます。

若手職員のモチベーションの問題とか、今ご答弁もいただいたかと思います。この間の事務執行の適正化に関わる第三者委員会の報告を受け、いろいろなコンプライアンスをはじめ、ハラスメントの問題から人材育成の問題から、この間摂津市の人事、労務管理等々、いろんな見直しや議論がされてきているかと思います。そういう意味では、バランスの取れた、同時に庁内職員間の中のコミュニケーション、それから、情報の共有化など、これは定年延長あるなしにかかわらずやらなければならない問題だと思います。プラスに捉えていただいて、より経験豊富な方々が若手育成にも力を発揮していただく意味合いで捉えられる発信をしていただきたいとお願いをしておきます。

定数管理についてです。全体に公務労働の問題については正規・非正規の問題も我々指摘してまいりました。今の人数が果たして適正なのかという点で議論が必要になるかと思います。この定年延長の議論と併せて、行政サービスの公的責任という点で、また引き続いて意見を申し上げますし、議論も深めていただきたい。質問はこのぐらいにさせていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 野口副委員長。

○野口博委員 基本的な問題として、今回

65歳に定年延長することに伴って議論を聞いていますと、現行に比べれば少しましになるという待遇改善になります。その待遇改善という点で見た場合に、例えば摂津市のいろんな外郭団体がありますけども、そこの方々の問題とどう絡まっていくのかが一つです。

例えばシルバー人材センターの高齢者の方とか含めていろんな働き方があると思います。そういう行政に絡まる全体の方々の待遇改善について、取り組んでいく課題があると思いますけど、その点をどう認識されているのか。

それと、先ほど53名とおっしゃったので、あまり変わらんかも分らんけども、例えば令和14年度になったときの摂津市職員の年齢構成の問題です。補正予算では現在一般行政職が41.03歳、技能労務職が54歳、消防職が37.2歳、教育職が43.03歳と書いています。平均年齢がどうなるのか教えてください。

あと、事務報告書で職員人数の欄があります。副参事になるので、このまとめ方は変わらんとと思います。確認の意味で、今の職員、再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、再任用、短時間勤務職員という仕分けをしています。これは副参事だから、延長を選択した方は正規職員ですので、こちら辺は変わらんとと思いますけども、確認の意味でこれがどうなるのか教えてください。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、外郭団体の職員でありますけれども、各々外郭団体は、基本的に市の方針を踏まえられて給与規則等々を外郭団体で

改正をされておられます。人事課から外郭団体の担当課に制度改正に伴う情報提供をしっかりと行いまして、適宜進めていければと考えております。

二つ目に、平均年齢でございますけれども、今後採用する新規採用職員の年齢にもよりますけれども、現状この予算書の平均年齢の中には再任用職員の年齢が入ってございますので、その点からいきますと、さほど大きくは変わってこないのかと考えております。

あと、事務報告書の部分でありますけれども、職員、再任用職員、任期付職員という枠があったかと思えます。定年前再任用短時間勤務職員ではなく、定年延長を選択されると、立場として定年が延びているその期間は、普通に一般職員という形で計算はもちろんされますので、例えば60歳から65歳の枠をその事務報告書の中に入れるかということになりますと、それは普通に定年が延びているので一般職員として計算をして表させていただくことで考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口副委員長。

○野口博委員 今回定年延長ですけども、以前からいろんな議論がされていると思えます。長年働いた方々が現行定年退職した場合に、61歳で再任用を選択したり、外郭団体に行かれる方もいらっしゃいますけども、いろいろな選択があります。そういう長年の知恵とノウハウをいかに生かして、要はシンクタンクとして、メンバーとして活用するという議論があったと思えます。今回定年延長の制度において副参事になりますけども、そういう形にはめ込みつつ、ノウハウをいかに生かして、ただ単に部の職員の一員じゃなく、これまで

の経験を生かした知恵と工夫を提案して、行政全体の施策に生かしていく人材活用というのはあまり議論されていませんで参考に聞かせてください。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

もちろんこれまで60歳で定年を迎えられて、再任用職員として勤務いただいでいました。今回副参事ということで課長代理級として残っていただくこととなります。当然職務級の原則ですとか、そういった職務の級に見合った役割、あるいは業務とか等々はございます。これまでも、再任用職員の方からは本当に様々な知見ですとか技術ですとか、そういった部分の継承をいただいでおりました。今後定年延長となりまして役職定年された元管理職の方につきましては、やはりその方がこれまでにやられてきた知識とか経験とか、これは代えがたいものでございますので、次世代への知見というのもしっかりと伝承していただくという役割を担っていただきたいと考えております。1日違いで、場合によっては上司・部下が入れ替わるということも、もちろんあります。その中で新たな上司というか、そこにも助言などをしっかりと行っていただくことで、組織としての底上げを行っていただければと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時31分 休憩)

(午後1時33分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第59号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 1点お伺いします。

市税条例の改正であります。何条か分からないんですけど、納税証明書、それから固定資産税の固定資産税課税台帳への閲覧証明書の記載事項についての変更が盛り込まれているかと思えます。納税証明書であったり固定資産税の課税台帳に書かれている住所を出さないようにするという改正だと思います。DV等の被害を受けておられる方がそういったところからたどられて住所が分かってしまうことを防ぐため条文化されたということです。施行期日が令和6年4月1日で、2年後の4月1日になっています。それまでの間、もしくは現行、そういったDV等々の住所を知られたくない方への対応について、それから、施行日までの間の対応についてはどうされるのかだけ確認しておきます。

○三好義治委員長 藤原課長。

○藤原固定資産税課長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今回の不動産登記法に係る改正の施行日については、委員がおっしゃるとおり、令和6年4月1日となっております。ただ、現行でありましてもDV被害の申し出の届けのあった方、市民課等に届け出のあった方に関しましては、所有者名等を検索したときに、必ずアラートが出る形になっておりまして、実際にそういう届け出のあった方に関しましては、台帳等で住所を出さない手続を現に取っております。現状でも1件ございまして、先行する地方税法において、住所を出さない届け出をされた場合には、住所を消す、または閲覧に供しないという手続を取っている次第でございま

す。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 市民課の窓口で申し出があれば、それが固定資産税課なり市民税課にもアラートによって住所が表記されない対応を取られているということであり、それが今回の場合、条文上法的にもきちんとした根拠が持たれたと理解すればいいのかと思いました。

そういう点では、いろいろな状況があって、住所が知られることによって大きな問題、場合によったら事件につながることもあるのはこれまでの事件でも明らかになっています。今後ともそういった対応をきちんとしていただきたい。その点、確認だけさせていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 野口副委員長。

○野口博委員 1点だけ、参考に聞かせてほしいです。住宅ローン減税が延長されています。例えばこの3月の確定申告で見た場合に、住民税まで住宅ローン減税が至った件数は摂津市でどのぐらいあるのか、教えてほしいです。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年度の個人住民税において、5月末現在での住宅借入金等特別税額の控除適用者数自体は約2,500人。控除額につきましては約1億2,000万円でございます。こちらは今までの住宅借入金等の特別税額控除されていた方全体のお話ですので、令和3年中に新たに居住をされて適用された方は、そのうち約300人、控除の税額は約1,700万円となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1 時 3 8 分 休憩)

(午後 1 時 3 9 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第 5 0 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 5 6 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 5 7 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 5 8 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 5 9 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後 1 時 4 1 分 閉会)

委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 塚本 崇